WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja

2026 年 5 月号 | No. 05/2026

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

バハマが PCT に参加

8 月 19 日の加入により、PCT 条約加盟国が 159 か国へ



バハマが、PCT の 159 か国目の締約国となります。同国は 2026 年 5 月 19 日に WIPO に加入書を寄託しており、8 月 19 日より本条約に拘束される予定です。

2026 年 8 月 19 日より、バハマの出願人と発明者は、全ての PCT 締約国において特許保護を求める手段として、PCT に基づく特許出願ができるようになります。また、海外のイノベーターや企業も、PCT 制度を利用してバハマにおける発明の特許保護を求めることができるようになります。

WIPO 特許・技術セクターの副事務局長であるリサ・ヨルゲンソン (Lisa Jorgenson) は次のように述べています。「特許協力条約 (PCT) は、その世界的な対象範囲を拡大し続けています。バハマがカリブ海地域で増加している PCT 加盟国に加わることで、同地域の国際的な経済統合と競争力が強化されるでしょう。この新たな展開が、バハマ国内と海外の発明者や企業にとってどのような機会をもたらすのか期待しています。」

バハマの PCT 受理官庁と指定官庁としての役割に関する情報は、まもなく PCT 出願人の手引 (2 文字コード: BS) に掲載される予定です。

今月号のその他のトピックス: 新たな WIPO 報告書 — 更なる官庁が DAS サービスに参加 — PCT アップデート — 今後の PCT 研修 — 実務アドバイス「PCT を利用して広域特許を求めること」

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

欧州特許庁が ePCT を利用した電子通知の送信を可能に

2026 年 6 月 1 日より、欧州特許庁 (EPO) のユーザは、WIPO の ePCT オンラインサービスを利用して、EPO が発行する PCT 関連の通信を電子通知で受信できるようになります。

この新機能は、EPO と WIPO の緊密な協力の成果であり、PCT ユーザは、紙形式の通知に代わって、より迅速且つ安全なデジタル手段を選択できるようになります。本サービスは、EPO が受理官庁 (記録謄本が国際事務局 (IB) へ送付された後)、国際調査機関、又は国際予備審査機関として発行する通信に適用されます。

この新サービスを利用するには、EPO ユーザは WIPO アカウントを保有している必要があり、出願時 (様式 PCT/RO/101 を使用) 又は出願後に、なされた各 PCT 出願について電子通知を受信する旨に同意しなければなりません。

本サービスを選択したユーザは、電子通知の受信に同意した出願に関連する通信を、ePCT で直接確認できるようになります。ユーザは、ePCT にて書類を閲覧し、ダウンロード可能なリンクが記載された電子メールを受信します。紙媒体による PCT 関連の通信の送付は行われません。電子送信された各書類は、当書類に記載された日付に配達されたものとみなされます。

当面の間、PCT 規則 45 の 2 に基づく補充調査のために指定された機関としての EPO が発行する通知、又は記録謄本が IB へ送付される前に受理官庁としての EPO が発行する通知については、ePCT による通知は利用できません。

本サービスに関する詳細は、EPO が公表した通知をご参照下さい。

WIPO の新たな刊行物が、2 つの経済分野における特許動向を明らかに

報告書は、スポーツと大型道路輸送分野におけるイノベーションの価値を強調

WIPO の新たな調査では、スポーツ産業が特許やその他の知的財産権の分野で急成長を遂げていることを明らかにしています。

2016 年から 2025 年の間に、世界中で 65,700 件以上のスポーツ関連の発明が記録され、特許出願件数は年率 7.6%増加しています。これは、全分野の出願件数の平均成長率 4.4%を大幅に上回る数値です。

「世界知的財産の日」記念行事の一環として配信された WIPO Technology SPARK report on Sports Technology では、特許、商標、意匠を分析し、様々な地域やスポーツ種目ごとに発明活動、商業化、デザイン主導の差別化に関する傾向を考察しています。

本報告書の全文は WIPO ウェブサイトからアクセスできるほか、概要はプレスリリースをご参照下さい。

また、WIPO は、大型道路輸送の脱炭素化を可能にする技術の動向を検証した特許ランドスケープ報告書も配信しました。

国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) との提携により始動したこの新たな調査では、2000 年から 2024 年の間に公開された 158,000 件以上の特許ファミリーを分析し、中核技術分野におけるイノベーションの包括的な概要を提供しています。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

本報告書の詳細は、プレスリリースを参照するほか、本報告書の全文にアクセスして下さい。

標準必須特許 (SEP) の評価方法に関する報告書が近日公表へ

WIPO は、標準必須特許 (SEPs: Standard Essential Patents) の分野における、公正 (Fair)、合理的 (Reasonable) 且つ非差別的な (Non-Discriminatory) (FRAND) ライセンス条件を評価するために用いられる経済的評価方法を分析した新たな報告書を刊行しました。

本報告書 Valuation Methods in Licensing Standard Essential Patents (標準必須特許のライセンス供与における評価方法) は、6 月 4 日 (木) 午後 3 時 (ジュネーブ時間) に開催されるオンライン公表イベントにてライブ配信される予定です。

多くの政策において、SEP は FRAND 条件に基づきライセンス供与されることが求められています。しかしながら、そうした包括的な取り組みを具体的なライセンス条項に落とし込むのは困難を伴う場合があります。本報告書は、FRAND 条件の決定における主要なアプローチとその長所・短所を提示し、関係者の理解を深めるとともに、より十分な情報に基づいた SEP ライセンス供与における交渉や紛争解決の支援を目的としています。

本報告書の詳細は WIPO ウェブサイトから利用可能です。また、公表イベントには無料で参加登録できます。

モルドバ共和国が欧州特許機構に参加 - 詳細情報

2026 年 6 月 1 日より従来の有効化の合意は効力を喪失

先月の PCT ニュースレターでお伝えした通り、2026 年 6 月 1 日にモルドバ共和国は欧州特許条約 (EPC: European Patent Convention) に加盟し、欧州特許機構の 40 か国目の締約国となります。

欧州特許庁 (EPO) は、モルドバ共和国の EPC への加盟の効力を確認する通知を公表しました。

2026 年 6 月 1 日以降に行われる国際出願には、欧州特許のためのモルドバ共和国の指定が含まれることになります。同日より、モルドバ共和国の国民及び居住者は、WIPO 国際事務局に加え、EPO を受理官庁として国際出願することが可能となります。

モルドバ共和国と欧州特許機構との間の有効化の合意 (訳者注: 欧州特許を国内特許として認証することに関する欧州特許機構との有効化の合意) は、2026 年 6 月 1 日にモルドバ共和国において EPC が発効すると同時に終了します。同日以降、モルドバ共和国において欧州特許出願と欧州特許の有効化を行うことはできなくなります。但し、2026 年 6 月 1 日より前になされた欧州出願と国際出願、並びにそれらの出願に基づいて付与された欧州特許については、引き続き有効化制度が適用されます。

(PCT 出願人の手引 附属書 B (MD)、B (EP)、C (EP)、及び国内編、概要 (EP) が更新されました)

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS)

(訳者注: 当サービスに関する一般説明) PCT 出願人は、WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、自ら認証謄本を提供したり又は (受理官庁による) 提供を手配する代わりに、国際事務局 (IB) に対し優先権書類として使用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう請求す

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

ることができます。当サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は、DAS 提供庁である必要はない点にご留意下さい。

CZ チェコ共和国

チェコ共和国産業財産庁は、2026 年 7 月 1 日より、提供庁と取得庁の双方として DAS に参加します。

IE アイルランド

アイルランド知的財産庁は、2022 年 2 月 17 日より、取得庁として DAS に参加しています。更に、2026 年 5 月 11 日より、提供庁としての運用を開始しました。

LU ルクセンブルグ

知的財産庁 (ルクセンブルグ) は、2025 年 12 月 1 日より、提供庁と取得庁の双方として DAS に参加し、運用を開始しています。

(PCT 出願人の手引 附属書 B (CZ、IE、LU) が更新されました)

詳細は、WIPO ウェブサイトの DAS news をご参照下さい。

PCT アップデート

DE: ドイツ (委任状)
LV: ラトビア (同庁の問い合わせ先、手数料)
RU: ロシア連邦 (手数料)
TR: トルコ (手数料)
US: 米国 (代理人による代理)

米国特許商標庁 (USPTO) は、PCT 規則 51 の 2.1(b) に基づく代理人による代理に関する特別な要件を変更します。

2026 年 7 月 20 日より、米国内又はその領土内に住所を有しない出願人については、USPTO に対し業として手続を行う登録代理人の選任が義務付けられます。

詳細は、2026 年 3 月 20 日に USPTO が公表した最終規則を参照。

(PCT 出願人の手引 国内編、概要 (US) が更新されました)

国際調査に関連する調査手数料及びその他の手数料 (一部の官庁)

2026 年 6 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁 ニュージーランドドル

シンガポール知的財産庁 韓国ウォン

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

韓国知識財産処 (MOIP)..... シンガポールドル

2026 年 7 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

ユーラシア特許庁 (EAPO) スイスフラン

連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) スイスフラン

インド特許庁 ユーロ

日本国特許庁 (JPO) ユーロ

新料金は手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AU、EA、IN、JP、KR、RU、SG) が更新されました)

補充調査手数料 (連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦))

2026 年 7 月 1 日より、連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) が行う補充国際調査の補充調査手数料について、スイスフランで支払う換算額が変更になります。

新料金は手数料表 I(c) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 SISA (RU) が更新されました)

今後の PCT 研修

PCT Basics Webinar Series

今後数週間にわたり、PCT Basics Webinar Series (PCT 基礎ウェビナーシリーズ) から幾つかのエピソードが、以下の言語で配信される予定です。

- 韓国語によるエピソード 5 「優先権主張の重要性とその関連手続」のウェビナーは、2026 年 5 月 28 日韓国標準時の午後 3 時半から 4 時半まで配信予定です。こちらからご登録下さい 。
- 日本語によるエピソード 3 「PCT 手続の期限をマスターする」とエピソード 5 のウェビナーは、併せて 2026 年 6 月 2 日日本標準時の午後 4 時から 5 時まで配信予定です。こちらからご登録下さい。
- 中国語によるエピソード 5 のウェビナーは、2026 年 6 月 3 日中国標準時の午後 3 時から 4 時まで配信予定です。こちらからご登録下さい。

全てのウェビナーは無料で、シリーズ前回のウェビナーに不参加であっても、役立つ情報が得られる内容となっています。

ディスタンスラーニングコース:「特許協力条約入門」の受講受付け

WIPO アカデミーが提供するディスタンスラーニングコース (遠隔学習) の特許協力条約入門 (DL101PCT) では、PCT 制度の概要と基本事項を紹介します。本コースは無料で、PCT10 公開言語 (訳

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

者注: 日本語を含む) での受講が可能です。本コースは自主学習形式で、理解度や進度を測るテストが設けられています。コース全体の所要時間は約 4 時間です。14 章から成る全てのコースを修了すると、コース修了証がダウンロードできます。受講登録は、2026 年 1 月 15 日から 2026 年 12 月 12 日の期間中に、WIPO Academy website から行って下さい。

実務アドバイス

PCT を利用して広域特許を求めること

Q: PCT 出願を行うための ePCT システムでは、一部の締約国は国内特許のみを、一部は広域特許のみを、その他は国内特許と広域特許の両方を指定先として表示しています。指定先の区別はどのように機能し、なぜ重要なのでしょうか？また、異なる指定先を選択すると、特許保護の取得にどのような影響があるのでしょうか？

PCT 制度は、複数の国で特許保護を取得するための手続を効率化し、簡素化するものです。広域特許制度と併用することで、更なるメリットが得られる場合があります。

PCT 第 45 条に基づき、広域特許条約や国内法令は、PCT 出願人が PCT を通じて広域特許を求めることを認める場合があります。現在、これを認めている取決めがある広域条約は 4 つあります。アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) の枠組みにおける特許及び意匠に関する議定書、ユーラシア特許条約 (EAPC)、欧州特許条約 (EPC)、そしてアフリカ知的財産機関 (OAPI) 設立に関する協定です [1] (訳者注: アルファベット順に列挙しています)。

先月の実務アドバイスで述べた通り、PCT 願書を提出することで、国際出願日時点で PCT の下で利用可能な全ての指定国について、当該各国で利用可能な全ての種類の保護が、自動的且つ包括的に適用されることになります (PCT 第 2 条(ii)、 第 43 条、第 44 条、規則 4.9(a))。また、該当する場合には、国内と広域特許の両方についても、指定国において得られる全ての種類の保護が適用されます (PCT 第 45 条、規則 4.9(a)(iii))。

国際段階では、出願人は、広域又は国内特許の取得に関する表示を行う必要はありません。出願人は、上述した広域条約のいずれかの加盟国については、広域官庁に広域段階移行するか否か、或いは可能であれば関係する国内官庁に国内段階移行するか否かに関して、選択肢を残しておくことができます。なお、一部の国では「国内ルートが閉鎖」されており、それらの国については、広域特許のみを指定することが可能です。現在、EPC 加盟国の一部と OAPI 加盟国の全てがこれに該当します。

広域特許制度の特徴は様々です。EPC や ARIPO では広域段階に移行する際、その広域制度内のどの国で特許保護を取得したいのかを選択できますが、EAPC や OAPI の制度では全ての国が指定され、指定から特定の国を除外することはできません。

出願人が、関心のある市場において国内又は広域特許のどちらを取得するかを選択可能な場合、それぞれのルートを比較検討し、自身の特定の状況においてどちらがより有利かを決定する必要があります。

[1] もう一つの広域特許制度は、湾岸協力会議 (GCC: Gulf Cooperation Council) 特許庁を通じて運用されています。GCC 特許は PCT を通じて取得することはできません。これは、広域条約や加盟各国の国内法令にも、現時点では第 45 条に基づくそのような可能性を規定していないためです。但し、GCC 加盟 6 か国は全て PCT 締約国であり、国内特許の指定国となっています。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

決定する際には、特許性の要件に関する適用法令に加え、特許権の取得、維持や権利行使にかかる費用や手続などを考慮に入れるべきです。

決定のプロセスは、基本的に国内段階移行の場合と同じです。PCT 出願人の手引の国内編には、国内/広域段階移行に関する期間や要件、各国の国内法令に基づく特別な要件に関する情報が記載されています。PCT Contracting States for which a regional patent can be obtained via the PCT、Types of protection available in different Contracting States や Time limits for entering the national/regional phase (全ての官庁について) の表は、WIPO ウェブサイトをご参照下さい。

更に、PCT 出願では、広域特許のために指定される異なる国について、異なる出願人を表示することができますが、特定の国が国内特許と広域特許の両方のために指定されている場合は、同一の出願人を両指定について表示しなければならないことにご留意下さい (PCT に基づく実施細則第 203 号(b))。

手数料については、国際調査又は国際予備審査を既に行った官庁に国内又は広域段階移行するのであれば、免除又は減額が適用されることがあります。国際出願を行う予定の受理官庁において、国際出願の調査を管轄する国際調査機関が複数指定されている場合、PCT 出願の際に手数料の免除又は減額が受けられる官庁の情報を考慮しておくことは、戦略的な利点となります。

国内段階の移行先については、何よりもまず自社のビジネスニーズを考慮すべきですが、手続の効率性、早期審査の枠組みやワークシェアリングの取決め (例えば、特許審査ハイウェイの合意など)、国際段階での誤りを訂正するための救済措置の有無や、紛争解決メカニズムの選択肢なども判断する基準として検討するとよいでしょう。

これに加え、特定の地域に関しては、更に具体的な要件が適用される場合があります。一例を挙げると、欧州特許が付与された場合、特許権者は、欧州連合 (EU) の加盟国であり、且つ欧州単一効特許制度に参加している EPC 加盟国の全領域において、当該特許の単一効特許を請求することができます。これにより、統一特許裁判所 (UPC: Unified Patent Court) における統一的な保護と簡素化された司法執行手続が確保されます。詳細は、EPO ウェブサイトをご参照下さい。

このトピックに関する追加情報は、過去の PCT ニュースレター以下の号の実務アドバイスに掲載されています。

- 2026 年 4 月号: PCT を利用して発明に対する特許以外の保護を求めること
- 2021 年 9 月号: 国際出願の早期国内段階手続の申請
- 2019 年 3 月号: 出願の戦略: 国際出願を国内 (もしくは該当する場合には広域) 官庁または受理官庁としての国際事務局に出願するかどうかを決定する際に検討すべき要素 - カナダ国民である米国居住者の事例
- 2017 年 1 月号: 中南米で効率的に特許を取得するための PCT 及び PPH-PROSUR

PCT ニュースレター読者の皆様からの「実務アドバイス」のトピック案を募集しています。ご提案いただいた全てのトピックスを掲載できるとは限りませんが、皆様からのご意見は真摯に検討させていただきます。ご意見・ご要望は pct.newsletter@wipo.int までお送り下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY